

コンタクトレンズにかかる診療費について

(厚生労働省の告示に従い掲示します)

コンタクトレンズ装用にかかる診療費は、初診料又は再診料と医療 DX 推進体制整備加算（初診時）、医療情報取得加算、外来・在宅ベースアップ評価料、コンタクトレンズ検査料から算定します。

●初診料は 291 点、再診料は 75 点です。同一日に眼科と内科を両方受診した場合の初診料は 146 点、再診料は 38 点です。医療 DX 推進体制整備加算は 11 点、医療情報取得加算は 1 点、外来・在宅ベースアップ評価料（I）は 6 点 or 2 点、コンタクトレンズ検査料 1 は 200 点です。

●初回は初診料及び上記各加算、2 回目以降は再診料及び上記各加算になります。

※当院にて過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定します。

●コンタクトレンズ装用のために受診された方でも、新たな疾患の発生によりコンタクトレンズの装用を中止しコンタクトレンズの処方を行わない場合、また厚生労働省が規定した疾患がある場合は、通常の保険点数になります。

●治療を要する場合は別途費用がかかります。

【 コンタクトレンズ診療を行う医師 】

杉本 尚子 （眼科診療経験 19 年）※令和 7 年 6 月 1 日現在

※ご不明な点がございましたら、受付窓口にてご相談ください。担当よりご説明いたします。